

# 社会医療法人延山会北成病院

“看護学生奨学金貸与規程（看護学生奨学生制度）”を希望者に適用します。

内容(抜粋)

第 1 条 この規程は、看護専門学校に在学又は入学予定の学生・生徒を支援すると共に、卒業後、当院に勤務する者に対し、奨学金を貸与し優秀な看護師の育成と看護職員の充足を図ることを目的とする。

(貸与額等)

第 2 条 奨学金の貸与額(月額)は以下のとおりとする。

- (1) 准看護学科 30,000 円
  - (2) 看護第 1 科 50,000 円(3 年コース)
  - (3) 看護第 2 科 40,000 円(准看→正看:2 年コース、3 年コース)
- 2 奨学金は無利子とする。
- 3 奨学金の貸与期間は、貸与決定月から卒業までの期間とする。

(返還債務の免除)

第 10 条 理事長(院長)は、奨学生又は奨学生であった者が次の各号の一に該当する場合には、奨学資金の返還義務を免除するものとする。

- (1) 学校を卒業し、准看護師又は看護師の免許取得後、当院において看護業務に従事した期間が貸与月数に達したとき

(返還債務履行の猶予)

第 11 条 理事長(院長)は、奨学生又は奨学生であった者が、次の各号のいずれかに該当し、返還債務履行猶予申請書(様式第 5 号)に事実を証明する書類を添えて理事長(院長)に届け出たときには、債務を猶予する。

- (1) 災害、疾病その他やむを得ない理由で奨学金の債務の履行が困難と認められるとき
- (2) 卒業後、直ちに看護師・准看護師免許を取得することができなかった場合は、1 年を限度に猶予する。

(奨学金の返還)

第 9 条 奨学生及び奨学生であった者が次の各号の一に該当する場合には、貸与を受けた奨学金を返還しなければならない。

- (1) 奨学金の貸与が取り消されたとき
- (2) 卒業し、免許取得後、当院において看護業務に従事しなかったとき
- (3) 卒業し、免許取得後、当院において看護業務に従事した期間が、第 10 条第 1 号に達しないうちに退職したときは、次式により返還するものとする。但し、勤務月数に1ヶ月未満の端数が生じた場合は1ヶ月に切り上げる。

<お問合せ先>

- ・申請者住所:〒001-0933 札幌市北区新川西3条2丁目10番1号
- ・申請者連絡先:Tel (011)764-3021 Fax (011)764-4331 (担当:事務長 藤代欣也(メール発信者))